

第 113 回徳島県都市計画審議会

平成30年10月29日（月）午後2時から
於 県庁10階 大会議室

（事務局）

それでは定刻が参りました。私は本日の都市計画審議会の司会を努めさせていただきます、都市計画課、まちづくり創生担当室長の清水と申します。よろしくお願いたします。開会の前に一言、お伝えさせていただくことがございます。本年7月に、近藤会長が県の監査委員に就任されたことに伴いまして、都市計画審議会会長を辞任されました。従いまして、会長職務代理者である、西村委員に職務を代理していただくんですが、西村委員の方から都合により、審議会に出席できないので、審議会の開催を事務局に一任するとのことでありまして、事務局が審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。では改めまして、ただいまから第113回徳島県都市計画審議会を開催いたします。当審議会は徳島県都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、半数以上の出席をもって成立いたします。当審議会の委員定数は20名でございます。ただいまご出席を頂いております委員は17名でございますので、定足数を満たしておりますことをまずもってご報告申し上げます。続いて、ご発言の際のマイクの使用について簡単にご説明いたします。マイクはご発言の前に前面のボタンを押していただき、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただくようお願いいたします。次に、報道関係者の方にお知らせ致します。受付時に配布しました、報道関係者の皆様へ、と書かれた用紙を、再度、ご一読いただき、守っていただきますようお願いいたします。特に写真やビデオ撮影、録音につきましては、この後、行われる議案の審議に入る前までとなっておりますので、ご注意願います。それでは開会にあたりまして、徳島県県土整備部、谷本次長よりご挨拶を申し上げます。

（谷本次長）

徳島県県土整備部次長の谷本でございます。委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中、当審議会に出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より本県の都市計画行政の推進にあたりまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。さて、本日の議題は牟岐計画道路の変更でございます。この牟岐海陽線は阿南安芸自動車道海部道路と呼ばれておりまして、延長16.4kmと大変長い延長の自動車専用道路でございます。この都市計画決定にあたりましては、県南地域の悲願とも言える、道路、しかも無料の自動車専用道路がようやく県境まで来たということで、地域の活性化、また観光振興、平時の救急救命はもとより、災害時の命の道となる、県南の皆様にとっては必要不可欠な道路でございます。この後、事務局の方から説明させていただきますが、委員の皆様方におきましては、大所高所からのご審議をよろしくお願いたしまして、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

（事務局）

それでは、議事進行に入りたいと思います。なお、近藤会長が辞任されたので、新しい会長が選出されるまでの議事進行は、事務局の都市計画課鍬田課長が務めさせていただきます。では鍬田課長よろしくお願ひします。

(鍬田都市計画課長)

都市計画課長の鍬田でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、第113回徳島県都市計画審議会議案と書かれた表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。表紙の裏にございます、議事進行順序に基づき進めさせていただきます。まず2の報告第104号。委員の異動について、事務局より報告させていただきます。

(事務局)

はい、それでは委員の異動についてご報告申し上げます。関係資料として、条例、運営規則等につきまして、別冊の参考資料2、委員名簿もあわせてご覧ください。手元の議案書の1ページをご覧ください。上段には、新たにご就任いただきました委員のお名前を記載しております。表記につきましては、各委員の区分ごと、五十音順で記載しております。では前回の審議会から新たにご就任いただきました、6名の委員の方々のご紹介をさせていただきます。まず、学識経験者の委員についてでございます。徳島大学大学院教授の山中委員です。次に関係行政機関の職員の委員についてでございます。農林水産省中国四国農政局長の大浦委員でございます。次に、徳島県議会議員の委員につきましては、岸本委員でございます。続きまして、眞貝委員でございます。原井委員でございます。次に、市町村議会を代表する委員につきましては、徳島市議会議長の井上委員にご就任いただいております。委員の異動についての報告は以上でございます。

(鍬田都市計画課長)

はい、それでは続きまして、会長の選出をお願ひ致したいと思ひます。先ほども触れましたが、本年、7月、10年以上の長きにわたり、会長を務めていただきました、近藤光男委員が県の監査委員に就任されたことに伴ひ、都市計画審議会の委員を辞任されました。そのため、新たに会長の選出が必要となっております。会長の選出につきましては、審議会条例第4条第1項におきまして、学識経験者の委員の互選によってこれを定めると記されております。このことにつきまして、委員各位にお諮りしたいと思ひますがいかがいたしましょうか。

(中村委員)

はい。

(鍬田都市計画課長)

はい、中村委員、お願ひします。

(中村委員)

今回、新たに就任されました、山中委員におきましては、都市計画やまちづくり、都市交通にも精通いたしまして、こういった審議会での経験も豊富でございますので、山中委員に是非お願ひしてはどうかと思ひますがどうでしょうか。

(鍬田都市計画課長)

ありがとうございます、ただいま、中村委員から山中委員を推挙するご発言がございました。この提案につきまして、いかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし

(鍬田都市計画課長)

ありがとうございます。ただいま、山中委員さんの会長就任について、異議なしという、ご賛同の声をいただきました。山中委員、会長をお受けいただけますでしょうか。

(山中委員)

はい、お受けさせていただきます。ありがとうございます。

(鍬田都市計画課長)

それでは、山中会長よろしくお願いいいたします。会長席に移動お願いいいたします。はい、それでは、山中会長、一言、ご就任のご挨拶をいただけたらと思います。よろしくお願いいいたします。

(山中会長)

ただいま、委員長ということで、ご指名いただきました、山中でございます。この都市計画審議会、県が設置している委員会の中でも最も重要な委員会の一つかと思っております。近藤先生とはですね、私、先輩、後輩の間柄でございまして。近藤先生は、かなり年上なんですけど、実は、京都大学の大学院で1年上、私とその下の後輩という形でご一緒させていただきまして、同じような分野をずっとやってまいりました。ここにいる私は、平成元年、参ったんですけども、近藤先生はそれ以前からおられまして。近藤先生が都市計画審議会の会長されている間もですね、いろんな形でご相談を受けながら一緒にやってまいりました。近藤先生、いきなりお辞めになられたということで、大変困惑いたしておりますけど、あの、何らかの形で一緒の分野をやってきた、いろんな形でご相談させていただいたメンバーとして、次を継がせていただけるということでさせていただけると思います。県の方では、今、開発審査会の方ですね、都市計画に関わらせて頂いてまして、総合計画審議会にも参加をさせていただいてます。いろんなところで、県の情報にも関係しております。また、今日出てきますことについては、四国地方整備局の道路分科会という社会資本整備の審議会なんかの方にも関わらせていただいておりますので、事前の情報なんかも知る立場にございます。そんなこともあってですね、なんとかあの皆様のご協力を得ながらですね、つつがなく済ませていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。簡単ですが、最初の挨拶にかえさせていただきます。

(鍬田都市計画課長)

ありがとうございます。それでは、徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第5条により審議会の会議の議長は会長をもって充てるとなっております。山中会長、以後の議事進行について、よろしくお願いいいたします。

(山中会長)

それでは、あの議事の5番目から進めていきたいと思います。まず、会長職務代理者の指名ということになっております。これはどのような規定になってるんでしょうか。説明お願いできませんでしょうか。

(事務局)

はい、会長職務代理者の指名につきましては、条例第4条第3項で、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すると決められています。この度の会長交代に伴いまして、新たな会長から職務代理者の指名をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

(山中会長)

分かりました。それでは私の方から会長職務代理者をご指名させていただきます。会長職務代理者は、本日、ご欠席しておられますけども、引き続きですね、弁護士の、西村委員さんをお願いしたいと思っています。よろしいでしょうか。はい、皆さんご了解いただいたとさせていただきます。そうしましたら、次に議事の6。常務委員の指名ということになっております。これはどのような規定でございましょうか。

(事務局)

はい、常務委員につきましては、参考資料2の2ページをご覧ください。徳島県都市計画審議会条例第6条第1項で、審議会は、常務委員会を置くことができるとあり、第2項で、常務委員は審議会の委任を受け、その権限に属する事項で軽易なものを処理するとされ、第3項で、常務委員は会長の指名した、7人以内をもって組織すると定められております。この常務委員会の委員につきましては、運営規則第15条第1項で、全ての委員の中から指名されることとなっております。また、審議会の委任を受けて処理する軽易な内容につきましては、運営規則第16条第1号から4号に記載されております。会長からは、この常務委員7名の指名をお願いいたします。

(山中会長)

はい、それではですね、私の方から常務委員の指名をいたします。都市計画審議会の委員定数は今、20名です。その内、学識経験者の委員は12名となっておりますので、按分ということで、学識経験者から4名を指名させていただきたいと思います。あと、関係行政機関、市町村長の代表、県議会議員から、それぞれ1名ずつ指名させていただきたいと思います。最初に、学識経験の委員からはですね、私、それから、弁護士の西村委員さん、それに、真田委員さん、三好委員さんをお願いをいたします。続いて、関係行政機関の委員は、県警本部の鈴木委員さんをお願いをしたいと思います。市町村長の代表として徳島市長の遠藤委員さんをお願いしたいと思います。県議会議員の委員からは、岸本委員さんをお願いをしたいと思います。以上7名を常務委員として指名いたします。よろしくお願ひいたします。

(各委員)

はい。

(山中会長)

次に、会議録の署名者の指名があります。これもどのような規定になってますでしょうか。

(事務局)

はい、会議録署名者につきましては、運営規則第 14 条で、会議録に署名する委員は二人とし、議長が会議の始めにおいて指名するとなっておりますので、会長よりその指名をお願いいたします。

(山中会長)

私の方から指名させていただきます。本日は、池添委員さんと林委員さんですね、お二人、よろしくをお願いいたします。

(各委員)

はい。

(山中会長)

それではですね、これから議案の審議に入っていきたいと思います。記者関係の方おられないですかね。はい、本日の議題は、お手元にございますように、議第 520 号の一件です。牟岐都市計画道路の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

(鉾田都市計画課長)

はい。都市計画課長の鉾田でございます。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。宜しくお願いします。

これからご説明させていただきますのは、牟岐都市計画道路、1.5.1 号、牟岐海陽線の追加に係る都市計画の変更についてでございます。この 1.5.1 号と申しますのは、1 は自動車専用道路の番号、5 は幅員によって決まっておる番号でございます。あとは 1 は連番でございます。追加と申しますのは、また後ほど説明いたしますけれども、牟岐都市計画区域にはもうすでに 2 本の都市計画道路がありまして、3 本目として追加という形を取らせていただきます。説明につきましてはお手元の議案書と前のスライドで説明を進めさせていただきます、新たに、ご就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、まずはじめに、都市計画についてご説明させていただきます。前のスクリーンをご覧ください。

徳島県内には、7 箇所の都市計画区域が指定されております。県全体の面積の約 15% が都市計画区域となっておりまして、そこに 76% の人口が集中してございます。最も大きな都市計画区域につきましては、この徳島東部都市計画区域でございます。徳島市を始めとした 5 市 3 町で構成されております。その他は県西部から池田都市計画区域、貞光、脇、藍住となっております。県南部では日和佐、牟岐が都市計画区域に指定されております。

この都市計画区域におきまして、都市計画に定める内容でございますが、土地利用や建物の制限などのルールでございます。まず、市街化区域と市街化調整区域を分ける、線引き制度。市街化を促進する区域と抑制する区域に分けてございます。また、建築物の用途に応じまして、工業系であるとか商業、住居系、こういった地域

の用途地域を設定することになっております。牟岐都市計画区域におきましては、この線引きや用途地域の制限はございません。また、土地利用以外に道路とか公園、下水道施設などの都市計画施設も含めた計画も定めることができます。例えば、道路ですと牟岐都市計画区域には、先ほど申しましたように、すでに2本の都市計画道路が決定されておりまして、今回ご説明させていただきます牟岐海陽線は、この都市計画道路に追加されるということになります。また、都市計画法では特に必要があるときは、当該都市計画区域外におきましても、これらの施設を定めることができることとなっております。このことによりまして、牟岐都市計画区域と高知県の東洋都市計画区域、これを結ぶ重要な都市計画道路ということで、都市計画区域外である海陽町においても、都市計画決定することといたしております。なお、高知県側につきましては、高知県が都市計画決定することとなっております。両県で阿南安芸自動車道の牟岐町から東洋町野根間を都市計画決定することになります。ちなみに、高知県では、県境から野根までを東洋都市計画道路、東洋中央線として本県と足並みをそろえて、約**6.85km**の都市計画決定の手続きを進めてございます。続きまして、県内の高規格道路の状況及び牟岐海陽線の位置についてご説明いたします。県内では、四国横断自動車道、阿南安芸自動車道につきまして、先ほどご説明いたしました、徳島東部都市計画区域の各都市を結ぶ自動車専用道路として、都市計画道路に位置付けてございます。まず、平成6年度に鳴門ジャンクションから小松島インターチェンジ間の**21km**を都市計画決定いたしました。また平成8年度には小松島インターチェンジから阿南インターチェンジの間、約**10km**を追加してございます。さらに平成22年度には阿南安芸自動車道の区間となる、阿南インターチェンジから日和佐道路の小野インターチェンジの間、約**16.1km**と、これに合わせて、徳島東部都市計画区域と日和佐都市計画区域を結びます自動車専用道路として、日和佐道路の、この一部の区間、**9.3km**を追加してございます。この度は、阿南安芸自動車道のうち、牟岐から高知県境までの**16.4km**を牟岐海陽線として追加しようとするものでございます。

今回追加する区間について全体を示した図面でございます。牟岐町の内妻から徳島、高知県境となります海陽町の日々原までの**16.4km**の区間を、牟岐海陽線として都市計画決定するものでございます。その間には、すべて仮称でございますが、北から内妻インターチェンジ、浅川インターチェンジ、海部インターチェンジ、宍喰インターチェンジ、県内ではこの4箇所を自動車専用道路への出入り口として計画しております。おおむね**4km**から**5km**の間で、主要な道路との接続や地域の方々の利便性を考慮して、この位置にインターチェンジを計画してございます。

続きまして、都市計画道路として決定する内容でございますが、計画書に記載しております。議案書の4ページをお開きいただきますと、計画書の写しをつけてございます。この議案と書かれた一番裏のページでございますけれども、内容といたしましては、都市計画道路の種別、名称、位置、区域、構造を定めることとなっております。その中には、起終点、インターチェンジの位置、延長、車線数、幅員などを記載しております。

自動車専用道路として、全区間、2車線で設計されております。構造形式と書かれている部分がございますが、嵩上げ式、地下式、地表式となっておりますが、嵩上げ式とは、地表面より、概ね**5m**以上高い区間が**350m**以上連続している区間、例えば、橋梁ですとか、道路をまたぐ、高架橋の部分でございます。あるいは**5m**以上の盛土が連続する区間でございます。地下式とは、**350m**以上連続して地下にあ

る区間、いわゆるトンネル部分でございます。地表式とは、それ以外の部分ということに表示してございます。

次に、幅員構成でございますが、**A3**版の図面の**2**枚目をご覧くださいませでしょうか。お手元の**A3**版の図面の二枚目、一枚めくっていただきますと、道路の真ん中に、中央帯**1.5m**、これを配置しまして、その両側に車道幅**3.5m**、路肩**1.75m**を設置する幅員**12m**の構成となっております。

参考までに、計画書には記載はございませんが、設計速度は時速**80**キロ。構造物ごとの延長とその比率でございますが、橋梁は**16**本ございまして、約**2.6km**、全体の約**16%**。トンネル部分は**9**本ございまして約**4.6km**で全体の約**28%**。残りは切土、盛土となっております、**9.2km**で全体の約**56%**の計画となっております。

なお、この**A3**版の図面でございますけれども、縦覧しました、縦覧用の図面を審議会用に縮小して分割したものでございまして、縦覧図面につきましては、これよりもさらに縮尺の大きな**1/2500**の図面で閲覧していただいております。

続きまして、**A3**版の図面の**3**枚目をご覧ください。開けていただきますと右上に説明図**1/8**と記載しております。これ以降の説明では**8**分の何枚目として説明させていただきます。

凡例にも記載しておりますとおり、道路の周囲の赤い線で囲まれた区域が、今回、都市計画決定する都市計画道路の区域となります。それと、参考に表示しておりますが、赤い線の中に水色の部分は橋梁部分、紫色はトンネル部分、緑色は盛土部分、オレンジ色が切土部分となっております。また、背景図の青い線は小字界、紫の線は大字または町境を示してございます。

また、図面の中央下に記載しておりますが、説明図の**8**枚全て、右側に向かって、徳島方面、左側が高知方面となっております。ここからはルートについてご説明致します。

牟岐海陽線の起点部分でございますが、国道**55**号の八坂トンネルを南方面に出たところ、図面の右端でございますが、そこから始まります。そこから**200**メートルほどのところで、内妻インターチェンジとなっております。国道**55**号から分岐が始まって、山側に入るルートが牟岐海陽線のランプの部分となっております。このインターチェンジにつきましては、自動車専用道路の端末となっておりますので、出入り口が一箇所ずつのハーフインターチェンジという構造となっております。ランプに入るとすぐに橋梁形式で**JR**牟岐線と内妻川を越えて、本線部分に入っていくことになります。

本線部分に入りますと図面のなかほどに**1**号トンネル、**2**号トンネルとなっております。それを抜けると切土、盛土の連続した区間となっております。

続きまして、右上にあります**2/8**枚目へと続いておりまして、さらに**3/8**枚目、右上の**3/8**枚目をご覧くださいませでしょうか。

この内妻インターチェンジから約**4.9km**の位置に、浅川インターチェンジを設置する計画となっております。このインターチェンジは高知県向きと徳島県向きの両方向に出入口があるフルインターチェンジという構造となっております。本線から下の方へ向かいまして、分岐してすぐに**JR**牟岐線をまたいで国道**55**号に接続します。接続してすぐに高知側へ向かいますと、伊勢田川がございまして、その周辺は浅川港の集落でございます。

右上にあります**4/8**枚目、次のページへと続きまして、**5/8**枚目をご覧くださいませでしょうか。**5/8**枚目、これは、海部インターチェンジとなっております。先ほ

どの浅川インターチェンジと同様にフルインターチェンジの構造となっております。浅川インターチェンジから約4.1kmに位置するものでございます。海部川の北側で、国道193号線と接続いたしまして、国道55号からは約1kmほど離れた位置に計画されてございます。

そこから485mの橋梁で海部川を渡りまして、盛土区間を超えた後に、6/8枚目から、続きまして7/8枚目にかけて、本計画区間最長となる2635mのトンネルを経て、穴喰インターチェンジへと至るものでございます。右上の7/8枚目をご覧ください。この左端が、穴喰インターチェンジとなります。ここもフルインターチェンジで、先ほどの海部インターチェンジから約5.4kmの位置にございます。

この図面では表示してございませんが、穴喰インターチェンジに隣接する形で、仮称ではございますが、穴喰地区地域防災公園が計画されております。参考までに、前のスライドをご覧ください。これが、この防災公園でございますけれども、都市計画決定の道路区域には入ってございませんが、海陽町さんがこの道路の整備と連携して設置することとしております。現在、詳細設計中であると伺っております。防災公園の出入口でございますけれども出入口用の道路につきましては、県道久尾穴喰浦線として県が整備して接続道路とする予定でございます。A3版の図面に戻っていただきまして、右上の8/8枚目をご覧ください。

この穴喰インターチェンジを超えたところで、穴喰県民運動公園や旧穴喰商業高校グラウンドを通りまして、穴喰川を渡った後に、盛土区間を経て図面の左端でトンネルとなりまして、途中で県境に至るものでございます。この県境トンネルにつきましては、高知県側に抜ける全長781mですが、県内部分の延長は約280mとなっております。

前のスライドをご覧ください。このスライドでは、わかりやすいように色を抜きましたけれども、都市計画の決定区域はこの計画図に示した、1/2500の縮尺図で赤線で囲まれた区域が今回、都市計画決定をする区域でございます。都市計画決定されますと、計画図における赤線で、先ほどの赤線で囲まれた区域につきましては、都市計画決定区域となりまして、建築制限がかかることとなります。

制限の内容ですけれども、区域内に建築物を建築しようとする場合、都市計画法の第53条に基づく県知事の許可が必要となります。牟岐町内におきましては、町への権限委譲により、知事の許可ではなく牟岐町長の許可を得ることとなります。海陽町におきましては、これまで都市施設がなかったことで、権限委譲ができておりません。県知事の許可となりますが、今後は速やかに、権限委譲を進めていく予定としております。

ちなみに、この区域で許可が受けられる建築物につきましては、階数が2以下で、かつ、地階を有しないもの。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。いわゆる鉄筋コンクリート造は不可となります。なお、用途の制限はございません。

次に、都市計画の変更手続きについてご説明いたします。前のスライドをご覧ください。都市計画の決定、変更につきましては、都市計画法とそれに関連する政令等で具体的な手続きが定められております。順番に、説明会、素案の縦覧、公聴会、案の縦覧、都市計画審議会、都市計画の決定告示となっております。

手続きの詳しい内容や結果につきましては、参考資料1の1ページと2ページにお示ししてございますので、参考資料1の1ページ、2ページも併せてご覧いただけたらと思います。まず、説明会についてですが、この区間に関係する地区を対象と

いたしまして、会場としましては、7月9日には海陽町の役場、牟岐町海の総合文化センター、7月10日には浅川漁村センター、宍喰町民センターで開催いたしまして、約260名の方にご参加いただきました。素案の縦覧につきましては、県庁の都市計画課、高規格道路課、牟岐町役場、海陽町役場の4カ所で、7月6日より20日までの間、2週間行いまして、56名の方が閲覧されました。公聴会につきましては、素案に対するご意見を公の場で公述していただくためのものですが、公述の申出はなかったために開催いたしておりません。

その後、素案から案になりまして、案になった部分については変更はございませんでした。案の縦覧につきましては、9月19日から10月3日までの2週間行いまして、40名の方が閲覧されております。また、この縦覧期間中に案に対して意見書を提出することができることになってございまして、この要旨を都市計画審議会に提出することとされております。今回は、3名の方から意見書の提出がございまして、その要旨につきましては、参考資料1の5ページに整理してございます。また後ほどご説明させていただきます。

案の縦覧と同時に、牟岐町、海陽町への意見照会を行いまして、牟岐町長からは9月25日付け、海陽町長からは10月1日付けで意見なしの回答をいただいております。なお、この都市計画審議会でご審議いただき承認されますと、大臣同意を経て、県報告示され、都市計画の変更手続きが完了となります。その後、都市計画図等の決定図書につきましては、この県庁と町役場で永久縦覧されることとなります。

続きまして、意見書の要旨についてご説明させていただきます。参考資料1の5ページにその要旨を記載してございます。土地勘もございませんで位置関係などよく分からないと思われまますので、前のスライドも合わせてご覧いただけたらと思います。右側に見えておりますのが、海部インターチェンジでございます。

意見書1でございまして、2点ご意見がございました。この部分でございまして、1点目は海部インターチェンジの周辺の地形及び地質に関することとございまして、軟弱地盤での盛土計画となっていることから、現状把握や分析を行い、地盤の補強や下流河川の改修を進めて頂きたいというご意見、2点目ですが、海部インターチェンジの出入口での安全対策に関することとございまして、緩やかなカーブと坂道の地形になっておりますことから、道路完成後の交通量の増加による重大事故の発生を懸念しているというご意見でございます。このことにつきまして、設計者でございます、国土交通省さんにお伝えしましたところ、1つ目の軟弱地盤対策につきましては、事業着手前に、地質調査を実施して必要な対策を検討します。また、雨水対策につきましては、適切な規模の横断管渠を設けて対応し、大雨時の浸水対策につきましては、今後、事業実施時において、測量や水理計算等の詳細な調査を行い、周辺地域への影響ができるだけ生じない計画となるよう配慮します。なお、今後の設計協議の段階で、引き続き、河川管理者との協議を実施します。また2つ目のインターチェンジ周辺の安全対策につきましては、必要に応じて、視距、運転者が道路前方を見通せる距離でございまして、の確保など適切に安全対策を実施しますとの回答をいただいております。

続いて意見書2でございまして、海部川を渡ったところに、盛土が計画されてございます。ビニールハウスがかかって、移転が必要となると。息子や孫も営農意欲があって、近くに別の土地もあるけれども、道路盛土により日陰になるため、そこには移転しないと。代替地を検討するか、可能であれば、ルートを変更してほしいというご意見がございました。これにつきましても、国土交通省さんからは、計

画路線につきましては地域の状況を踏まえて、現在の土地利用であるとか将来の土地利用計画、また地形の状況、主要幹線道路等との接続を考慮しまして、関係地域の開発計画でありますとか、生活環境や自然環境との調和を図りつつ、技術的な経済的な検討を加えて、いわゆる総合的な見地から最適と考えられる路線を選定したものであると。また、用地取得にあたりましては公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、これに基づき対応することといたしております。また、あの代替地につきましては、原則として所有者の方に確保して頂きますが、必要な方に対しては、町との協力を得ながら、代替地の情報を提供するなど、側面的な支援をしたいとの回答をいただいております。

最後に、意見書3でございますけれども、自分の土地が道路用地にかかっているのは特段問題としないけれども、穴喰古墳のぎりぎりのところに背の高い道路を通すのはいかがなものか。また、家というのは、何代にもわたって、先祖を祀ってきているので、宅地は避けるべきというご意見でございます。これにつきましては、国土交通省さんからは、史跡等につきましては、既存の文献調査等を実施してルートを選定しております。また、工事着手前には、教育委員会と協議を行い、適切に対処します。なお、新たな文化財が発見された場合につきましては、関係機関と十分協議し、文化財保護の定めに従います。計画路線につきましては、先ほどの説明と同様に、総合的な見地から最適と考えられる路線を選定したものですので、ご協力頂きたいとの回答をいただいております。

なお、この度、都市計画決定がなされた後、事業化されれば、地元との設計協議に入ります。その際には、地域ごとに説明会を開催するなど、地域の方々の声をさらにお聞きする機会がございます。そういう機会に、改めて、ご意見をお伺いしながら、詳細設計に反映させていく。こういうことになってございます。以上、長くなりましたけれども、議第520号、牟岐都市計画道路の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(山中会長)

はい、説明、ありがとうございます。これの説明についてのご質問をお受けいたしますがいかがでしょうか。穴喰古墳がどこかなと思って、そこ、今図面が出てるんですね。その四角形が古墳なんですね。盛土の擦りつけの下にあるってことですね。

(鍬田都市計画課長)

そうです。この位置になります。

(山中会長)

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(真田委員)

今回の都市計画決定は、構造形式も全部セットで決めてしまうということでもいいんでしょうか。

(鍬田都市計画課長)

はい、都市計画課長の鍬田でございます。この計画書に入ってる部分をまずはこの形で構造形式も含めて、都市計画決定するものでございます。

(真田委員)

例えば説明図の5の8の左側の方の盛土の部分がありますけれども、そこで、あの、集落をちょっと分断するような状況が、川と山に挟まれた平地の部分が、全部盛土になっていて、そこでちょっと分断がおこっていたりとか。あと、説明図の8の8の部分ですね。そこも、あの、環状丘陵みたいに、河川の流れが変わって、平野の中にポツンと山が残ったところだと思いますけれども。そういう特徴的なその集落の風景が、盛土にかぶってしまって、すっかり、なくなってしまうというようなこともおこっていて。もう少し、道路を作ること自体は、決定してもいいと思うんですけども、構造形式については検討の余地があるのではないかという風に思いました。

(遠藤高規格道路課長)

では、お答えさせていただきます。このように、平面図でですね、幅をお示しさせていただいております。都市計画予定の区域ということですね。これには、もちろん、切土、盛土等の形をもって、平面的な位置を決めさせていただいております。これにつきましては、一般的に、よほど河川の影響とか水の影響をすることは橋梁で入れておまして、それ以外のところは基本的には切土と盛土で、今のところは、入れさせていただいていると言うところでございます。今後ですね、現地に事業化になって入った時にですね。水理解析でありますとか地元のご要望等もいくらかあると思います。水の影響っていうのもですね、今はまだあの図面上でしか入れておりませんので、内水の解析をしましたら、ここは盛土構造ではなく、橋梁形式でなかったらあかんとかいう場合も多々出てくるかと思いますが、今のところは手元にある資料を元にして、この図面を書かせていただいたと。基本的には水等の影響がないと思われるところについては切土、盛土とさせていただいております。今後、それも、実際、現地に入りましたら、変わってくる場合もあろうかと思えます。

(山中会長)

これ、仮で置いてあるけども決定という意味ではない。この形にした場合に必要な用地としての決定であると。こういう説明ですね。

(真田委員)

はい、あの、これが橋梁形式に変わる時には、用地が減ってくると思いますので、おそらく、今、最大の部分を決めているということで。まあ、それでいいと思うんですけども、先ほどの説明の中で、その構造的に水の状況とかの問題がなければ、このままで行くような感じだったりとか、あと地元の要望がなければ、このままっていう話があったんですけども。徳島県では、景観のデザイン指針とかも作りますし、そういう構造的な部分だけではなくて、地元の要望があるなしに関わらず、重要な景観だと思われるようなところはちゃんと審議していくべきではないかと思えます。

(遠藤高規格道路課長)

ありがとうございます。今後、事業化になった時には、もちろん、そのようなことも勘案しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(山中会長)

はい、ほかにいかがですか。

(近藤委員)

この説明はよく分かりました。今回、この案に関しては、各関係機関とも十分に話し合いができていますので、私は、これで行っていただいたらいいのかなという風に思いました。その中で、防災公園とかを作るっていう風に、地元の関係機関の方がおっしゃって、それに沿うようにというところもあったりして、もっともっと住民の方々のご意見もお聞きになって進めていただけたらと思います。その中で、参考資料1の3ページから5ページにありますように、5ページにつきましては、ご説明いただきまして、国がどのように対応していくかっていうようなところも、ご説明いただいたんですけども。それと重複する形で、3ページ、4ページで日陰になるんですけども。同じ人がもしかしたら、お書きになってるかもしれないけれども。この辺り、かなり、ご心配なさってますので。ゆるやかな傾斜だからそんなには影響しないんじゃないかというところとか、もしそうなった場合の補償をしていくという風にはお答えいただいているんですけども。そこのあたりは非常に繊細な話になると思いますので、しっかりと、ご説明するとか、もし必要であれば変更していただくっていうところを徹底をしていただけたらという風に思います。そのほかのところでも、いつ出来るのかとかどんな風にしたら順調に行くのっていう、厳しいご指摘もあるかと思っておりますけれども、これが早急に効果が発現するように、進めていただけたらという風に思います。以上でございます。

(遠藤高規格道路課長)

ありがとうございます。盛土の形状について、色々、現地の説明会の時もですね、お話出たところでございます。風の影響とか日陰の影響ということで心配される方もおいでますので、今後、事業化になった時にですね、日照の関係とかもありますので、いろいろと調べてご対応という形になろうかと思っております。それと、この説明会の時には、いつ事業化になるのかとか、皆さん、県南の方々については、住民やお住まいの方々につきましては、悲願の道でございます。特に、南海トラフの巨大地震等におけます津波の対策でございます。現況の国道が浸かってしまうというのは、皆さんご承知でございます。命の道ということでですね、是非とも早くしてくださいという風なことでたくさん、どうやったらもっと進むんだということも聞いておりますので。県といたしましても、今後、早期の事業化に向けてですね、取り組んで参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(山中会長)

よろしいですか。ほかにいかがですか。特に皆さんごさいませんですか。特に、ご意見がないようですので、この議第520号について採決を行うことになっております。いくつかご意見いただきましたが、実際に進めていただく中で、ご配慮いただくということで、議第520号について、付議内容のとおり変更することが適当であると議決してよろしいでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(山中会長)
はい、ご異議なしということですので、議第 520 号については、そのように議決いたします。これで本日の議案の審議は終了いたしました。事務局から他に何かございますでしょうか。

(事務局)
特にございません。

(山中会長)
それではこれもちまして、予定しておりました議事等は全て終了します。事務局にマイクをお返します。どうもご協力ありがとうございました。

(谷本次長)
最後に一言、御礼申し上げます。山中委員長はじめ、委員の先生方につきましては、牟岐海陽線の決定に関しまして、ご審議賜り、また、ご承認いただきましてありがとうございました。このたびの都市計画決定を弾みといたしまして、早期に海部道路の新規事業化が図られるよう、県としても努力して参りますので、引き続き、皆様方のご支援をよろしくお願いいたしたいと思っております。本日はお忙しい中、長時間にわたり、ありがとうございました。

(事務局)
それではこれもちまして第 113 回徳島県都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

会議録署名

池添委員

池添 純子 

林委員

林 容子 
